

計画年度
令和3年度～
令和12年度

愛媛県における獣医療を提供する体制の
整備を図るための計画書

令和4年3月

愛 媛 県

目 次

前 文

- 第 1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標
- 第 2 獣医師の確保に関する目標
- 第 3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域
- 第 4 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項
- 第 5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の講習に関する事項
- 第 6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

はじめに

本県の獣医療は、牛、豚等の家畜（以下、「産業動物」という。）や犬、猫等の愛玩動物（以下「小動物」という。）の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きく貢献してきた。畜産物の生産現場における産業動物分野の獣医療については、本県においては、「えひめ農林水産業振興プラン」、「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」等を踏まえ、適切な獣医療の提供等を通して、家畜の生産性向上や消費者ニーズに対応した家畜畜産物の供給、家畜伝染性疾病の発生予防を図ってきたところである。

一方、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられ、国内では毎年のように高病原性鳥インフルエンザが発生し、平成 30 年 9 月に発生した豚熱は未だに終息が見通せない状況となっている。特に令和 3 年度には、本県で初めてとなる高病原性鳥インフルエンザが発生し、県内養鶏産業に大きな影響を及ぼした。今後もグローバル化の進展に伴い、人や物の国際的な移動が益々活発になってくるものと考えられ、以前は世界各地の限定的な地域で発生していた疾病の脅威が身近に迫っており、現在、国内には存在しないアフリカ豚熱や口蹄疫などの越境性疾病が、いつ国内に侵入してきてもおかしくない状況となっている。さらに、消費者の食の安全・安心への関心の高まりから、安全で良質な畜産物の安定供給を生産現場で支えている獣医師の取組みに対して県民の大きな期待が寄せられているほか、国際的な懸念となっている薬剤耐性菌対策や農場 HACCP の導入における獣医師の役割が一層重要となっている。

本県の畜産は、果樹に次ぐ農業産出額を誇り、県内農業の基幹産業として地域経済の発展と県民生活の向上に大きく貢献してきた。畜産農家の飼養戸数は減少傾向にあるものの、1 戸あたりの飼養頭羽数は年々増加しており、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜及び鶏の改良増殖計画」、「飼養衛生管理指導等計画」では、地域資源の活用によるコスト低減・省力化、生産性及び品質向上による畜産経営の推進、地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に飼養衛生管理に係る指導等を実施していくことが示されている。これら各計画との整合性を図り、疾病の予防、治療及び保健衛生指導から集団管理衛生技術及び関連情報の提供、さらには万が一の家畜伝染病の大規模な発生時に迅速に防疫対応の実施に至るまでの包括的な獣医療が提供できる体制を確立するため、獣医師の社会的責任や果たすべき役割について期待が高まっている。

小動物分野においては、国民の動物愛護に対する意識の向上等に伴い、県民生活における位置付けが益々高まっている一方で、動物福祉や人獣共通感染症対策の観点から、飼育者自らも適切な飼育と飼育責任について意識を高める必要がある。

今後も本県の獣医療が、畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性に寄与していくため、獣医師の確保や獣医療関係施設の機能連携、獣医療に関する技術の向上等、質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備に向けて、令和 12 年度を目標年度とする整備方針を定めることとする。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状（令和2年12月末現在）

(1) 診療施設

本県の診療施設（表1）は、148か所である。

開設者別では、県が10か所、農業共済組合が4か所、農業協同組合が2か所、法人その他の団体が43か所、獣医系大学が1か所、個人が88か所である。

分野別（表2）では、産業動物分野が49か所、小動物分野が115か所であり、産業動物分野では、南予地域に、小動物分野では、中予地域に開設数が多く、提供している獣医療の地域的な偏在が生じている。

表1 診療施設数（令和2年12月31日現在）（単位：か所）

地域	計	(開設主体の種類別内訳)					
		県 (家保等)	農業共済 組合	農業協同 組合	法人その 他の団体	獣医系 大学	個人開設 施設
県全体	148	10	4	2	43	1	88
東予	36	3	1	0	12	1	19
中予	75	4	1	1	27	0	42
南予	37	3	2	1	4	0	27

(注1) 診療施設には獣医療法第7条に規定する「往診診療者等」を含めるものとする。

(注2) 地域は家畜保健衛生所の管轄区域単位とする。

表2 診療分野別診療施設数（令和2年12月31日現在）（単位：か所）

地域	計	(分野別の内訳)			
		産業動物	小動物	獣医系大学	獣医師会
県全体	166	49	115	1	1
東予	41	11	29	1	0
中予	83	16	66	0	1
南予	42	22	20	0	0

(注1) 地域は家畜保健衛生所の管轄区域単位とする。

(注2) 1診療施設における診療分野の重複あり。

(2) 主要な診療機器等

産業動物の診療施設における主要な機器の整備状況は、検体成分分析装置（血液生化学分析装置、自動血球計数装置、高速液体クロマトグラフィー、原子吸光光度計等）や、生体画

像診断器（超音波診断装置、エックス線装置）、免疫・DNA診断装置（PCR装置、リアルタイムPCR装置、クリーンベンチ、安全キャビネット等）、受精卵移植関係（培養顕微鏡、卵子採取用採触子、受精卵凍結機等）である。

高度な診療・検査機器等については、家畜保健衛生所を中心に整備されており、今後も必要に応じて整備・更新を計画的に進め、家畜診療を行う施設に対しては家畜保健衛生所の施設や機器などの活用についても支援していく。

表3 開設者別診療施設及び機器整備状況（令和2年12月31日現在）（単位：か所）

地域	開設者区分	施設の整備状況			
		検査室	手術室	解剖室	焼却施設
県全体	県（家保等）	8		5	6
	農協				
	NOSA I	4			
	法人その他団体				
	個人開設施設				
東予	県（家保等）	3		2	2
	農協				
	NOSA I	1			
	法人その他団体				
	個人開設施設				
中予	県（家保等）	2		1	1
	農協				
	NOSA I	1			
	法人その他団体				
	個人開設施設				
南予	県（家保等）	3		2	3
	農協				
	NOSA I	2			
	法人その他団体				
	個人開設施設				
計		12		5	6

（注1）地域は家畜保健衛生所の管轄区域単位とする。

（注2）産業動物の家畜診療を目的に施設整備をしている施設のみ。

表3 つづき

(単位：か所)

地域	開設者区分	検体成分分析装置				生体画像診断器		遺伝子診断装置	
		血液生化学分析装置	自動血球計数装置	高速液体クロマトグラフ	原子吸光分光光度計	超音波診断装置	エックス線装置	遺伝子増幅装置	リアルタイムPCR
県全体	県(家保等)	7	6	2	2	5		6	1
	農協								
	NOSA I	4	4			4			
	法人その他団体								
	個人開設施設								
東予	県(家保等)	2	2			2		2	
	農協								
	NOSA I	1	1			1			
	法人その他団体								
	個人開設施設								
中予	県(家保等)	2	2	1	1			1	1
	農協								
	NOSA I	1	1			1			
	法人その他団体								
	個人開設施設								
南予	県(家保等)	3	2	1	1	3		3	
	農協								
	NOSA I	2	2			2			
	法人その他団体								
	個人開設施設								
計		11	10	2	2	9		6	1

(注1) 地域は家畜保健衛生所の管轄区域単位とする。

(注2) 産業動物の家畜診療を目的に機器整備している施設のみ。

2 診療施設の整備に関する目標

本県の産業動物臨床分野における獣医療の提供は、愛媛県農業共済組合（以下「NOSA I えひめ」）が主体で診療にあたり、農業協同組合及び産業動物診療の個人開業施設が補完的な診療を行っている。また、公益社団法人愛媛県畜産協会（以下「県畜産協会」）は、開業獣医

師の中から、畜産農家において、予防注射、保健衛生指導を行う獣医師を指定し、自衛防疫に係る指導を行っている。

診療は往診が主体であるため、診療機器等の整備にあたっては、開業獣医師の経済的負担とならないよう配慮し、家畜保健衛生所を中心に獣医療関連施設の相互連携を図りながら各施設の計画的整備を行い、診療の効率化、迅速化及び診療内容の高度化を促進する。

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

地域の家畜衛生指導に関する中枢機関として、家畜伝染病予防法に基づいた的確な防疫対策を推進し、特に、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等家畜伝染病の発生に伴い緊急的な防疫措置が必要とされる場合に備え、県内最大規模の農場での発生を想定し、危機管理体制の強化・再点検及び必要な資機材の備蓄を行う。

また、平成 29 年に移転整備を行った中予家畜保健衛生所以外の、東予及び南予家畜保健衛生所については、拠点施設の整備を検討する。

イ 家畜病性鑑定所

庁舎施設は平成 29 年に移転整備を行っている。家畜保健衛生所の病性鑑定における高度病性鑑定機能を有し、家畜伝染病の迅速かつ的確な診断や畜産物の安全性を確保するため、病性鑑定機能の充実・強化及びより高度で先進的な診断機能の向上を目指した機器整備を図る。

ウ NOSAI えひめ

NOSAI えひめについては、産業動物診療の基幹的な施設として位置づけられることから、畜産業の存続にとって重要と考えられる。県は、診療機能の維持について配慮するとともに、家畜診療に必要な施設、機器等の整備に関して、獣医療法第 14 条の規定による診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の活用を支援する。

エ 農業協同組合・個人開業

往診診療が主体となるため、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、高度な機器を必要とする検査等は、家畜保健衛生所やNOSAI えひめ等の施設を有効活用する。

(2) 各地域における診療施設の整備目標

ア 東予地域

東予地域は、家畜飼養頭羽数における県内比率では豚 30%、採卵鶏 57%を占め、大規模経営体も多く、豚及び採卵鶏の飼養が盛んな地域である。また、東予地域は、乳用牛の大規模農場が存在しており、県内比率では 23%を占めている。当地域の産業動物の診療施設では、牛を主体とした診療を行っており、牛疾病や繁殖障害除去等に的確に対応するための診療機器の更新整備や家畜保健衛生所との連携強化により、検査用機器の効率的利用を図る。

イ 中予地域

中予地域は、都市化の進行により、他地域と比較して家畜飼養頭羽数は少ない傾向にあるが、山間部では、県下全域からの肉用繁殖牛の放牧が行われる公共牧場があり、肉用繁殖牛の基幹基地である。当地域は、牛農場の点在により診療範囲が広く、今後、迅速な獣医療の提供が課題となることを見込まれるため、獣医療関係機関等による検討の機会を設け、情報通信機器を用いた診療体制を確保する等、遠隔地診療に係る環境整備を推進する。

ウ 南予地域

南予地域は、県内で最も畜産の盛んな地域であり、乳用牛 70%、肉用牛 75%、豚 62%、採卵鶏 22%、肉用鶏 82%を占め、全畜種での県内の主産地である。また、山間部では、県下全域からの乳用牛の放牧が行われる公共牧場があり、乳用牛の基幹基地である。今後も畜産業は、当該地域のみならず県下の畜産を支える基幹産業であることを見込まれ、当地域の産業動物の診療施設では、診療体制の充実を図り、複雑・多様化する家畜の疾病に的確に対応するための診療機器の更新整備を促進するとともに、家畜保健衛生所との連携強化により、検査用機器の効率的利用を図る。

表4 各地域の家畜飼養頭羽数（令和3年2月1日現在）

愛媛県農林水産部畜産課調査

地域	畜種別（頭羽数）				
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
県全体	5,120	10,300	203,100	2,446	823
東予	1,170 (23%)	1,690 (16%)	60,000 (30%)	1,383 (57%)	62 (8%)
中予	350 (7%)	940 (9%)	17,500 (9%)	532 (22%)	86 (10%)
南予	3,600 (70%)	7,700 (75%)	125,600 (62%)	531 (22%)	675 (82%)

(注1) 単位：乳用牛・肉用牛・豚は頭、採卵鶏・肉用鶏は千羽。

(注2) 表中（ ）は、県全体の飼養羽数に対する地域の飼養羽数の割合%を記載。

第2 獣医師の確保に関する目標

1 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保目標

令和12年度を目標年度とする産業動物獣医師数及び農林水産部の公務員獣医師数の確保目標は、各地域の家畜の飼養状況に応じた安定的な診療体制の維持や、国内で断続的に発生する家畜伝染病の侵入に備えた家畜防疫体制の強化、安全・安心な畜産物の安定的な供給等、目まぐ

るしく変動する家畜情勢に対応することが求められているため、現状の水準を維持し、計画的に確保していく。

表5 産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保目標（単位：人）

分野別		令和2年4月現在の獣医師数 (A)	令和12年度における獣医師の確保目標 (B)	令和12年度までに退職・廃業が想定される獣医師数 (C)	令和12年度の推定獣医師数 (D=A-C)	令和12年度までに確保すべき獣医師数 (B-D)
産業動物分野		28	28	5	23	5
地域	東予	6	6	0	6	0
	中予	6	6	3	3	3
	南予	16	16	2	14	2
公務員分野(県)		107	109	18	89	20
職域	農林水産部	52	54	8	44	10
	保健福祉部	52	52	9	43	9
	土木部	3	3	1	2	1
公務員分野(市町)		11	11	4	7	4

(注1) 産業動物分野では実際に家畜の診療を行う獣医師数（NOSA I えひめ、農業協同組合、民間獣医師）

(注2) 令和2年4月時点での公務員獣医師数は再任用職員を含む。

(注3) 目標年度までの退職者及び組織定数（欠員補充）を想定。

(注4) 土木部職員（動物園勤務獣医師）については、農林水産部及び保健福祉部からの派遣職員で構成しているため、目標に含む。

(注5) 市町の公務員で、獣医師の採用があるのは松山市のみ。

(注6) 産業動物分野については75歳、公務員分野は、「都道府県における「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」作成の指針について」（令和2年8月21日付け2消安第2265農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、定年は60歳とし、令和4年度以降、2年ごとに1歳ずつ引き上げて試算。

2 獣医師の確保対策

(1) 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保

獣医学生に対して、NOSA I えひめにおける家畜診療や家畜保健衛生所等における家畜衛生業務に係る臨床実習、保健所での食品衛生検査、動物愛護センターでの啓発活動及びとべ動物園での展示動物診療の体験を通じて業務内容や専門性、意義の理解を深めるインターンシップを積極的に受け入れるとともに、獣医系大学の訪問や情報通信機器を活用し、業務内容の紹介、職員採用案内等を行うことで、獣医学生が産業動物診療や家畜衛生等行政分野の意義や魅力について知る機会の増大を図る。さらに国が行う「行政体験研修」

制度により獣医学生への研修を積極的に受け入れ、本県への就職を誘導する。

また、本県では、平成 23 年度から獣医師確保修学資金貸与事業を開始しており、獣医系大学に対し積極的にPRし、将来本県の家畜衛生分野での勤務を志す獣医学生への支援を行い、農林水産部獣医師の確保に努めている。

(2) 労働条件や環境の改善

少子高齢化の進行が著しい我が国において、女性の就業拡大は経済の維持、発展に必要なと考えられており、女性の社会進出は益々進んでいく状況となっている。本県においても、女性獣医師の比率が高くなってきており、仕事と子育て、家庭生活の両立のほか、若手職員の研修会等への参加をバックアップできる体制整備も急務となっている。

現在、家畜保健衛生所等の農林水産部畜産関係機関に勤務する 40 歳以下の職員のうち、女性が半数以上を占めており、今後も女性職員が増加する傾向にあることから、生涯を通じて能力を十分発揮できる環境づくりを推進していく。

また、女性だけでなく男性も育児に対し積極的に参加する等職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備といった所得だけにこだわらない多様な生活スタイルにも対応できる労働環境づくりに努めていく。

(3) 再就職支援

家畜の診療や家畜衛生行政に携わり畜産関係技術や知識・経験を持つ獣医師の活用を推進するため、農業関係団体、家畜保健衛生所等の勤務獣医師の退職者や未就業の女性獣医師の有効活用に向け、獣医師の就業状況、採用・求職情報提供等を行う。

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取り組みが必要と見込まれる地域は、いずれの地域においても、診療施設の整備及び獣医師の確保を進める必要があることから県下全域とする。

表6 獣医療を提供する体制が必要な地域

地域	地域の市町名
東予（4市1町）	四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、上島町
中予（3市3町）	松山市、東温市、伊予市、砥部町、松前町、久万高原町
南予（4市5町）	大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町、宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町

第4 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項

1 組織的な家畜防疫体制の充実・強化

家畜保健衛生所を中心とし、県や市町の行政機関、NOSA I えひめや農業協同組合等をはじめとする民間の獣医師、畜産農家等の連携の下で、家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等、平時における家畜の伝染性疾病に対する防疫体制の強化を図る。

また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化のため、公務員獣医師としての家畜防疫員の確保、発生都道府県への家畜防疫員等獣医師の派遣体制、公務員獣医師退職者等の潜在的人材の確保、民間の獣医師等の家畜防疫活動への支援体制、診療施設間の連絡・応援体制について、各地域における獣医師や県獣医師会等の関係機関の連携の下で整備を図る。これら連携確認・維持を図るため、県域及び各地域における家畜防疫に関する会議や毎年度海外家畜悪性伝染病防疫演習を開催し、関係者が一体となった組織的な家畜防疫体制の確立を図る。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進する上では、診療施設・診療機器の高度化を図ることは重要であるが、各々の施設において高度な診療機器を整備することは過剰な設備投資につながる恐れがあることから、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、NOSA I えひめ、岡山理科大学獣医学部等が整備する診療機器等を各施設間の連携・協力の下での機能分担を促進し、効率的な利用を図る。

また、家畜保健衛生所における飼養衛生管理等の確認・指導等を効率的に行うため、情報通信技術の活用を検討する。

3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、NOSA I えひめ、岡山理科大学獣医学部等獣医療関連機関の相互の情報交換を図る。

また、抗体検査、遺伝子検査等の衛生検査成績、薬剤耐性菌の浸潤状況の調査結果、食肉衛生検査成績等の情報を診療及び保健衛生指導に活用するための獣医療情報の提供システムの整備を促進する。

4 衛生検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大した畜産経営における集団管理衛生技術で必要となる特殊な機器や施設については、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、NOSA I えひめ、民間検査機関、岡山理科大学獣医学部等を活用し、機能分担しながら効率的な業務の連携を促進する。

5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

地域の家畜の飼養状況の変化等により、診療の提供が困難となる地域又は診療効率の低い地域が発生する場合には、近隣の診療施設による診療の提供や診療施設の効率的配置により、当該地域に対する診療を提供する体制の整備を促進する。特に南予地域は、他地域に比べて診療回数の頻度は高い状況にある。このため、十分な診療の提供が確保できない地域がある場合には、獣医療関係者間の意見の調整を十分に図った上で、家畜保健衛生所による補完的な診療の提供が必要な地域を定めるほか、遠隔地等における診療の効率化を図るため、情報通信機器等を用いた診療体制を確保する環境を整備する。

6 各機関と連携した研究活動の促進

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生予防に係る衛生対策、「One Health」の考え方に基づく国際的な取組等の新たな社会的ニーズに対応した獣医療に係る研究・技術開発のため、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、NOSA I えひめは、岡山理科大学獣医学部との連携を促進する

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の講習に関する事項

獣医療技術については、獣医学の進展、診療機器及び医薬品の開発・普及等に対応して、今後ますます高度化・多様化することが見込まれることから、本県の獣医療のニーズに応じ、その適切な普及を図るものとする。

1 臨床研修

(1) 産業動物分野

臨床現場における実践的獣医療技術、法令、食品のリスク管理、家畜伝染病発生時の防疫措置を含む家畜衛生、公衆衛生、畜産・食品関連産業等に関する知識・技術の習得を図るため、県獣医師会、NOSA I えひめ、岡山理科大学獣医学部等の連携を促進しつつ、新規獣医師のうち診療分野に就業する者を対象とする臨床研修への参加の促進を図る。

(2) 公務員分野

県や県獣医師会は、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護管理等の行政に携わっていく上で必要な知識、技術、畜産関連産業等の知識・経験の習得を目的として実施される技術研修、講習会等への参加の促進を図る。

また、県は、家畜伝染病の大規模な発生を想定して家畜保健衛生所のみならず、市町、関係機関、民間団体等が一体となった家畜防疫体制での防疫演習等を実施し、関係者の訓練と危機管理意識の理解醸成を図る。

(3) 小動物分野

県獣医師会等は、新規獣医師に必要な実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上に加え、実務上も求められる法令遵守や職業倫理、動物福祉の重要性を再認識させる研修を行う。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

国や中央団体等が農業関係団体等の施設を利用して開催する診療獣医師を対象とした集団管理衛生技術、高度診療機器による診療・治療技術等の習得を目的として実施される技術研修等への参加の促進を図る。また、県獣医師会等は各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、学会等への参加の促進を図る。

(2) 公務員分野

県は国や中央団体等において開催される講習会等へ職員を積極的に参加させることで、地域における高度な技術を持った専門家及び指導者の養成を図るとともに、当該指導者による地域の獣医師への技術指導等を計画的に行い、地域獣医療技術の向上を図る。

(3) 小動物分野

専門性の高い獣医療技術の習得を目的として実施される技術研修や、県獣医師会等が開催する学会、研修会、講習会等への参加の促進を図る。

3 生涯研修等

診療獣医師が日進月歩する獣医療技術及び海外悪性伝染病、新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、県、団体、県獣医師会等は積極的に研修会や講習会を開催し、情報の提供に努める。

また、研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師や、休日や夜間に参加を希望する獣医師についても、情報通信機器等を活用し、研修の促進を図る。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

家畜衛生行政、公衆衛生行政、動物愛護管理行政、野生動物管理等の自然環境保全や小動物獣医療など、獣医療に関して様々な関係部署が所管していることから、それぞれの部署において監視指導体制の整備や獣医療に関する相談窓口の明確化を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野及び公務員分野

県や県畜産協会等は、自衛防疫活動の強化を始めとして、畜産農家に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努めるとともに、農場 HACCP や畜産 GAP の普及の促進を図ることにより、品質面、安全面及び価格面で優れた畜産物の生産を促進する。

また、県は、家畜の所有者や飼養衛生管理者に対して、飼養衛生管理基準の理解醸成による生産現場での実践につなげ、家畜伝染病の発生予防を図る。

(2) 小動物分野

県獣医師会等は、小動物の適切な健康管理を図るため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図る。さらに、獣医師によるインフォームドコンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化・機能分担、夜間・休日における診療体制の整備に関する合意形成等適切な獣医療の提供のために必要な条件整備の促進を図る。

また、学校飼育動物の保健衛生指導や、自然災害発生時には、県や市町と連携しながら被災した犬や猫の救護活動による社会貢献の充実を推進する。

3 広報活動の充実

県や県獣医師会等は、家畜衛生情報や獣医療に関する広報活動を行い、獣医療の果たす役割についての県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発普及に努める。

また、適切な獣医療の提供のために、夜間・休日に診療を提供する診療施設等に関する広報活動の促進を図る。